

教福第298号
令和4年9月1日

各所属長 様

埼玉県教育委員会 教育長
公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和4年10月から実施される短時間勤務職員に対する地方公務員
共済組合制度の適用拡大に係る福利厚生事業等について（通知）

平素から福利厚生事務に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金
法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」に伴う、適用健康保険制
度の改正については、令和4年10月1日に施行されます。

本改正に伴う事務手続きにつきましては、令和4年8月31日付公共埼第3
34-1号、第334-2号にて通知しているところですが、埼玉県教育委員会、
公立学校共済組合埼玉支部及び一般財団法人埼玉県教職員互助会で実施してい
る福利厚生事業等は本通知のとおりとなります。年度途中からの変更を伴い御
手数をおかけしますが、貴所属職員に御周知くださいますようお願いいたしま
す。

御不明な点等ございましたら、別紙に記載の担当まで御連絡ください。

なお、本通知につきましては、下記のURLにも掲載しております。

記

掲載 URL（互助会ホームページ）

<https://gojo-saitama.jp/>

短期給付事業：組合員及びその家族の医療保障を主体とした事業
福祉事業：組合員及びその家族の福祉増進のための事業

公立学校共済組合埼玉支部の組合員は、同時に埼玉県教職員互助会の会員と
なり、それぞれの団体から上記2事業を受けることが可能となります。

令和4年10月からの変更内容について

1 厚生事業への参加の可否について

短時間勤務職員の厚生事業への参加の可否については、別紙2の表のとおりとなります。

(1) 特定健康診査・特定保健指導（共済組合）別紙2-1

【福利のしおり P64 等】

この制度は、メタボリックシンドロームに着目した健診(特定健康診査)を実施し、その結果から生活習慣病の改善が必要な方には、医師や保健師などが改善のための支援(特定保健指導)を実施するものです。

特定健康診査を受診希望の40歳以上75歳未満の**被扶養者**がいる方は、公立学校共済組合埼玉支部HPより受診券交付申請書をダウンロードし、必要事項記載の上御提出ください。受診券を発行し、送付いたします。

※ 組合員の方は、定期健康診査や人間ドックの受診により同様の検査を実施しておりますので「受診券」は配付しておりません。

(2) 人間ドック等健診事業について（県・共済組合・互助会）別紙2-2～4

【福利のしおり P56 等】

令和4年4月1日付教福第626号「令和4年度人間ドック等健診事業について（通知）」に記載のとおり、申込時と受診時に資格があることが条件になるため、短時間勤務職員は、健診料の補助対象外となります。令和5年度からは対象となります。

ただし、「福利のしおり」のP56～63に掲載している割引協定を締結している健診機関は、予約時に「公立学校共済組合埼玉支部の組合員」であることを伝え、受診時に組合員証を提示することで割引料金により人間ドックの受診が可能です。

(3) マイリフレッシュ（共済組合・互助会）別紙2-19

【福利のしおり P77 等】

本改正による資格取得者は、後日通知される「マイリフレッシュ」事業参加券交付申請書を所属所で取りまとめの上、申請ください（今年度まで

に 短時間再任用職員として任用され、参加券を配布済みの者は対象外です。)。任期に応じて参加券を配布いたします。参加券の利用期間は、リーフレットに記載しておりますので、受け取り後ご確認ください。

(4) 割引パッケージサービス (共済組合) **別紙 2-22**

【福利のしおり P78 等】

ベネフィット・ステーションの利用開始については、資格取得手続き完了後、月の5日までに(株)ベネフィット・ワンへ組合員データが送付できた場合、翌月1日から利用可能となります。会員証は、月末から翌10日頃までに所属所へ送付されます。資格取得手続きのタイミングにより利用開始月や会員証の送付に遅れが生じる場合があります。ご了承ください。

また、利用停止については、資格喪失手続き完了後の翌月1日から利用停止となります。

(5) ホテルブリランテ武蔵野食事等利用補助・婚礼利用補助 **別紙 2-26**

【福利のしおり 巻末等】

組合員期間中にホテルブリランテ武蔵野(レストランを含む)を利用した場合、1人1回につき料理代金の半額を補助(上限4,000円)します。

また、組合員期間中にホテル主催の補助対象企画事業に参加した場合、費用の一部を補助します。

(6) インフルエンザ予防接種補助事業について **別紙 2-12**

【福利のしおり P66 等】

● 本人インフルエンザ予防接種補助(共済組合)

組合員・会員である本人が組合員期間中にインフルエンザ予防接種を受け、3,000円以上の費用がかかった場合に、1,000円を補助します。

● 家族インフルエンザ予防接種補助(互助会)

被扶養者である中学3年生までの者が、会員期間中にインフルエンザ予防接種を受け、3,000円以上の費用がかかった場合に、2,000円を補助します。

※ いずれも事業の実施期間は、10月1日から翌年2月末日までとなります。

(7) ヘルスアップ支援事業について (互助会) **別紙 2-13**

【福利のしおり P66 等】

前年度に互助会の医療費(療養費・家族療養費)を受けていない会員を対象に、健康の維持を支援するため、スポーツ施設の利用や健康用品を購入し5,000円以上の費用がかかった場合に、年度内1回3,000円を補助します。

なお対象者には、例年6月に請求書を送付します。

※ 短時間勤務職員については、令和6年以降の対象事業となります。

(8) 旅行宿泊補助事業について (互助会) **別紙 2-18**

【福利のしおり P77 等】

会員が個人的に宿泊を伴う旅行をした場合に、宿泊日が会員期間であれば、年度に1回3,000円を補助します。

2 令和4年10月以降の標準報酬等級表及び掛金率について

【福利のしおり P162 等】

適用拡大に伴い、令和4年10月以降の標準報酬等級表が別紙3のとおり改正されます。標準報酬月額に変更がない方でも、10月以降の等級が変わりますので、御注意ください。(令和4年9月以前の標準報酬等級表などにつきましては、福利のしおりP162~を御覧ください。)

また、短期給付・福祉事業のみ適用となる短時間勤務職員の方に対する掛金率も別紙3に記載していますので、あわせてご確認ください。

3 育児休業期間中の掛金等の特例に関する改正について

【福利のしおり P165 等】

令和4年10月から、育児休業期間中の掛金免除要件が改正されます。詳しくは、別紙4をご確認ください。

4 貸付けについて

【福利のしおり P108 等】

● 共済組合貸付け

短時間勤務職員の方については、「特別貸付(申込み金額等に制限あり)」のみが対象となります。

なお申込みには、申込日の属する月の末日時点で引き続く共済組合員期間が6か月以上あることが要件となります。

※ 共済組合本部が定める詳細が未定のため、内容が確認出来次第お知らせします。

- 互助会貸付けについて
申込みはできません。

5 退職会員互助制度について（互助会） 【福利のしおり P143 等】
別紙5をご確認ください。

6 各種保険について 【福利のしおり P92 等】

(1) 互助会取扱い各種保険

短時間勤務職員も互助会員となるため、互助会で取り扱っている各種保険（ライフサポート保険・団体損害保険・公務員賠償責任保険・生命保険団体取扱い）に加入することができます。

ライフサポート保険、団体損害保険及び公務員賠償責任保険については、保険の募集期間に互助会員であり、保険期間開始日まで引き続き互助会員である方が申込できます（公務員賠償責任保険については、互助会員のうち地方公務員の身分を有する方に限ります）。

また、互助会員である期間は、生命保険団体取扱いにすることができますので、希望する場合は、加入している保険会社へ連絡し手続きを行ってください。

【生命保険団体取扱いに関する注意点】

- ① 給与天引きできない市町村費等支弁教職員については、所属所において保険料を払い込んでいただく必要があります。（さいたま市教職員は、さいたま市教育委員会の取り扱いとなります。）
- ② 申込から給与天引きが開始されるまでに期間が空きますので、任用期間が短い場合は申し込んでいただいても団体扱いできないことがあります。
- ③ 支給される給与額が少なく、保険料が給与天引きできない場合は、団体取扱いは終了となります。

(2) 共済組合取扱い保険

短時間勤務職員も組合員となるため、共済組合で取り扱っている各種保険（福祉保険制度・アイリスプラン）に加入申込みをすることは可能ですが、健康状態や雇用期間等によっては申込みできないことがありますので、必

ずパンフレットをご確認ください。

募集期間は、以下のとおりです。不明点がある場合は、お問い合わせ窓口にご確認ください。

● 福祉保険制度

募集期間	お問い合わせ窓口	電話番号	開設時間
6月下旬～7月中旬頃	公立学校共済組合 福祉保険制度担当	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00

● アイリスプラン

募集期間	お問い合わせ窓口	電話番号	開設時間
年金コース 9月中旬～11月上旬頃 医療・日常事故コース 9月中旬～12月上旬頃	教職員生涯福祉財団 サービスセンター	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00

【問い合わせ先】

○1 (1)～(5) について：厚生担当

電話：048-830-6703 E-mail：a6680-08@pref.saitama.lg.jp

○1 (6)～(8)、4 について：貸付・ライフプラン担当

電話：048-830-6701 E-mail：a6680-07@pref.saitama.lg.jp

○2、3 について：経理担当

電話：048-830-6691 E-mail：a6680-02@pref.saitama.lg.jp

○5、6 について：互助福祉担当

電話：048-830-6706 E-mail：a6680-10@pref.saitama.lg.jp

短時間勤務職員の厚生事業への参加の可否について

	事業名		短時間勤務職員（※1）	福利のしおり
1	特定健康審査・特定保健指導	共	○	P64 等
2	人間ドック（1日・1泊2日）・脳ドック	共・互	×R5 からは対象	P56 等
3	女性がん検診	共・互	×R5 からは対象	P56 等
4	配偶者ドック	共・互	×R5 からは対象	P56 等
5	割引協定ドック	共・互	○	P56 等
6	データヘルス	共	○	P66 等
7	教職員メンタルヘルスチェック 「からだところの体温計」	共	○	P68 等
8	心のセルフチェックシステム	共	○	P70 等
9	こころの健康講座	共・互	○	P69 等
10	教職員メンタルヘルス相談	共	○	P67 等
11	健康相談事業	共	○	P69 等
12	インフルエンザ予防接種補助（本人）	共	○	P66 等
	（家族）	互	○	P66 等
13	ヘルスアップ支援事業	互	○	P66 等
14	あんま・マッサージ等施術費補助	共・互	○	P66 等
15	保養施設利用補助	共	○	P73 等
16	協定宿泊施設	共・互	○	P74 等
17	バカンスクーポン	共	事業廃止 10/1～	P77 等
18	旅行宿泊補助	互	○	P77 等
19	マイ リフレッシュ	共・互	○	P77 等
20	職員間交流促進事業	互	○交付額は 5/1 会員数により算定（※2）	P77 等
21	コミュニケーションカレッジ	共	○年齢等制限あり	P78 等
22	割引パッケージサービス	共・互	○	P78 等
23	保育補助「すくすくギフト」	共	○	P88 等
24	ホームヘルパー雇用補助	互	○	P88 等
25	ライフプランセミナー	共・互	○	P89 等
26	ホテルブリランテ武蔵野食事等利用補助、婚礼利用補助	共	○	巻末等

※1 ○…参加可 ×…参加不可

※2 所属所単位の事業実施であれば会員でない職員が含まれていても可

標準報酬等級表（令和4年10月～）

別紙3

短期給付 等	等級		報酬月額		標準報酬 の月額	標準報酬 の日額
	退職等 年金給付	厚生年金 保険				
第1級	-	-	63,000円未満		58,000円	2,640円
第2級	-	-	63,000円以上	73,000円未満	68,000円	3,090円
第3級	-	-	73,000円以上	83,000円未満	78,000円	3,550円
第4級	第1級	第1級	83,000円以上	93,000円未満	88,000円	4,000円
第5級	第2級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円	4,450円
第6級	第3級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円	4,730円
第7級	第4級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円	5,000円
第8級	第5級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円	5,360円
第9級	第6級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円	5,730円
第10級	第7級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円	6,090円
第11級	第8級	第8級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円	6,450円
第12級	第9級	第9級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円	6,820円
第13級	第10級	第10級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円	7,270円
第14級	第11級	第11級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円	7,730円
第15級	第12級	第12級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円	8,180円
第16級	第13級	第13級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円	8,640円
第17級	第14級	第14級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円	9,090円
第18級	第15級	第15級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円	10,000円
第19級	第16級	第16級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円	10,910円
第20級	第17級	第17級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円	11,820円
第21級	第18級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円	12,730円
第22級	第19級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円
第25級	第22級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円
第26級	第23級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円
第27級	第24級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円
第28級	第25級	第25級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円	20,000円
第29級	第26級	第26級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円	21,360円
第30級	第27級	第27級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円	22,730円
第31級	第28級	第28級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円	24,090円
第32級	第29級	第29級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円	25,450円
第33級	第30級	第30級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円	26,820円
第34級	第31級	第31級	605,000円以上	635,000円未満	620,000円	28,180円
第35級	第32級	第32級	635,000円以上	665,000円未満	650,000円	29,550円
第36級	-	-	665,000円以上	695,000円未満	680,000円	30,910円
第37級	-	-	695,000円以上	730,000円未満	710,000円	32,270円
第38級	-	-	730,000円以上	770,000円未満	750,000円	34,090円
第39級	-	-	770,000円以上	810,000円未満	790,000円	35,910円
第40級	-	-	810,000円以上	855,000円未満	830,000円	37,730円
第41級	-	-	855,000円以上	905,000円未満	880,000円	40,000円
第42級	-	-	905,000円以上	955,000円未満	930,000円	42,270円
第43級	-	-	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第44級	-	-	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第45級	-	-	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第46級	-	-	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第47級	-	-	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円	55,000円
第48級	-	-	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円	57,730円
第49級	-	-	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円	60,450円
第50級	-	-	1,355,000円以上		1,390,000円	63,180円

※新たに、短期給付等に93,000円未満の等級が追加された。

※「標準報酬の月額」の下限額と上限額について

	下限額	(報酬月額)	上限額	(報酬月額)
短期給付等	58,000円	63,000円未満	1,390,000円	1,355,000円以上
退職等年金給付	88,000円	93,000円未満	650,000円	635,000円以上
厚生年金	88,000円	93,000円未満	650,000円	635,000円以上

共済組合及び互助会掛金率（令和4年10月～）

（単位：％）

			短期	介護 (40歳以上)	長期	
					厚生年金 保険給付	退職等 年金給付
共済組合	例月	標準報酬 月額	48.01	8.82	91.5	7.5
	期末	標準報酬 期末手当 等の額	48.01	8.82	91.5	7.5
			非課税	厚生		
互助会	例月	標準報酬 月額	1.2	2.8		

（注1）短期給付・福祉事業のみ適用となる短時間勤務職員の方に対する掛金は、共済組合の短期・介護及び互助会の非課税・厚生が対象です。掛金率は、一般の職員と同じです。

（注2）互助会は、例月のみで期末手当等にかかる掛金は、ありません。

（注3）標準期末手当等の額とは、期末手当・勤勉手当の合計（1,000円未満切捨て）です。

【計算例】短期給付・福祉事業のみ適用となる短時間勤務職員の方の場合

40歳未満で標準報酬月額160,000円、12月の標準期末手当等の額183,000円のと看

例月の掛金：共済組合は、短期のみ。160,000円×48.01/1,000=7,681円（端数切捨て）

互助会は、非課税 160,000円×1.2/1,000=192円

厚生 160,000円×2.8/1,000=448円

12月の標準期末手当等の掛金：互助会は、なし。共済組合は、例月と同様、短期のみ。

183,000円×48.01/1,000=8,785円（端数切捨て）

育児休業期間中の掛金等の特例に関する改正について

経理担当

育児休業期間中の共済組合及び互助会の掛金は、組合員等からの申出に基づき、月の末日に育児休業を取得している場合に、その月の掛金が免除されますが、令和4年10月から免除要件が改正され、新たに次の要件が加わります。

新たに追加される要件

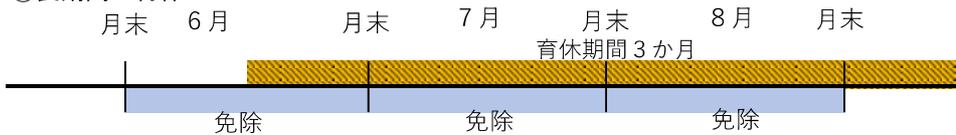
- (1) 例月給与にかかる掛金については、同一月内に開始日と終了日のある14日以上の子育休業を取得した場合に、その月の掛金が免除されます。
 - (2) 賞与(期末手当等)にかかる掛金については、月の末日に育児休業等を取得していることに加え、その育児休業等が連続して1か月を超える場合に限り免除されることとなります。
- ※ 互助会は賞与にかかる掛金を徴収していないため、共済組合のみ対象となります。

例月の掛金免除の例

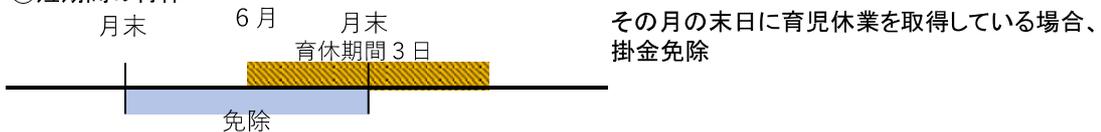
(参考1) 例月の掛金免除の例

【現在】

① 長期間の育休

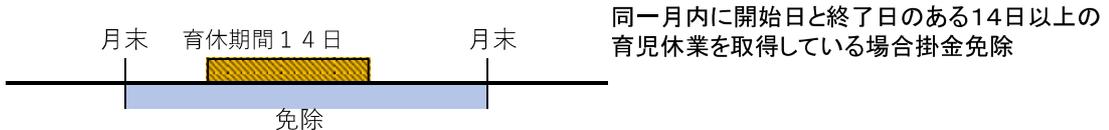


② 短期間の育休



【改正後】 上記に加えて以下の場合も掛金免除となる

③ 短期間の育休2



賞与(期末手当等)の掛金免除の例

【現在】 賞与支給月の末日に育児休業を取得している場合に賞与に係る掛金が免除される。

(上記①②とも掛金が免除される。)

【改正後】 賞与支給月の末日に育児休業を取得していることに加え、その育児休業の期間が1か月を超える場合に限り掛金が免除される。

(上記①の場合は免除されるが、②の場合は免除されない。)

埼玉県教職員互助会退職会員の資格喪失手続きについて

現在、退職会員の資格を取得している教職員が、今回の制度改正により共済組合員資格及び現職の互助会員資格を取得した場合、退職会員の資格は喪失します。

すでに、退職会員の皆様には機関紙にて周知しておりますが、貴所属内に対象者がいる場合には、下記の2点を御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 退会処理は現職互助会員資格取得の確認後、互助会事務局で行います。
また、年会費は月割りで退職会員本人の登録口座へ返金します。
- 2 退職互助会への再加入を希望する場合は、現職互助会員の資格喪失後1か月以内に退職会員入会申込書を御提出ください。